

釜石市議会議員 小野 共
釜石市議会通信
第 6 号

小野共です。いつもありがとうございます。12月定例会の報告を致します。12月8日に始まった議会は21件の議案と1件の議議案を可決し、19日に終了しました。

今定例会に補正予算を組んだ主な事業の一つは、福祉灯油購入費助成事業です。去年の冬と同様、高齢者世帯等の低所得者世帯に対し、灯油購入費の一部を市が補助するものです。市の補正予算として1700万円準備しており、市内の補助対象の3645世帯に1世帯あたり5000円を口座振込により支給するものです。釜石広報の1月1日号と1月15日号に福祉灯油助成事業の詳細を掲載し、1月中旬に補助対象世帯に補助の案内の文書を送付します。1月の下旬から2月の下旬までの期間に補助申請の受け付けをします。受付は市役所市民課、保健福祉センター、市内7箇所の生活応援センターなどで出来ます。申請を受け付け次第、随時助成金を振込み致します。

補正予算を組んだ次の主な事業の二つ目は、中小企業の経済負担を軽減する為の景気対策事業で中小企業振興資金預託金を増額するものです。市が融資原資を市内金融機関に預けておき、その預けた金額の12倍まで、中小企業者が資金を借りることが出来る制度です。今定例会の補正予算で融資原資を1250万円増額し、結果、中小企業が借りられる中小企業振興資金の融資枠が40億5000万円になりました。去年は延べ222社の市内中小企業がこの融資制度を利用し14億5000万円が融資されております。

今定例会も私が一般質問しましたので、原稿を一部掲載致します。

市町村合併について (12月16日一般質問)

先月11月28日、釜石・大槌両議会の臨時会において合併協議会設置の議決が行われましたが、結果的に合併協議会を設置することは出来ませんでした。我が釜石は、大槌町との合併に向け、いくつかの失敗に右往左往せず最後まで我が釜石が為すべきことを冷静に~~×~~行なうべきであります。今日は市長に、釜石がこれから合併の議論を進めるにあたり当然考え~~×~~、そして分析しておかなくてはいけない基本的なことを改めて聞いておきます。

質問1：11月28日の釜石・大槌の両臨時会で合併協議会を立ち上げることは出来ませんでした。この結果の原因をどう分析しているのか聞かせて下さい。

○質問2：これから更に合併の手続きを進めるにあたり、合併協議会の三つの設置方法とそれぞれのメリット、デメリットを分かりやすく明かにして下さい。そして現時点で我が釜石は今度、合併協議会のどの設置方法を考えておるのか聞かせて下さい。

質問3：釜石と大槌が合併すれば今から30年後、40年後、平成50年、平成60年にはそれぞれの自治体はこうなっているだろうという将来像、しかし釜石と大槌が合併しないという選択をした場合、30年後、40年後、釜石・大槌はこうなっているだろうというもう一方の選択をした場合の将来像、この二つの場合の将来像と、なぜそうなるかという今から考えられるそれぞれの論理的根拠を聞かせて下さい。

岩手県が策定した自主的な市町村の合併の推進に関する構想によると、県は、合併の構想として県内の29の市町村を8個の組合せに分けることを考えております。釜石と大槌の合併の組合せは、この岩手県が考える8つの合併の組合せの中の一つであります。それで聞きたいのは、釜石と大槌との合併の組合せの理由です。

地理的に釜石と接している北は大槌町、西は遠野市、南西に住田町、南は大船渡市の4自治体であります。合併の相手方と釜石が飛び地になることは避けるべきだと考えるならば、この4つの自治体が可能性としては、釜石の合併の相手方として考えられるわけです。繰り返しますが、今回の釜石と大槌との合併の組合せは、県が考える合併の組合せの条件により、県が判断した組合せであります。例えば、地理的に釜石と接していること、などは当然、釜石が合併の相手先を選ぶ場合の条件の一つになると思います。

質問4：市長が考える、特に釜石が合併の相手市町村を考える場合に考慮しなくてはならない条件とはどのようなものであるのか聞かせて下さい。

釜石と大槌の合併は、市長の考える、この条件と合致するものでなくてはならないはずで

です。次に合併算定替についてお聞きします。合併により市町村の規模が大きくなると、一般的に行政の経費の削減が可能となり、市町村を運営する為の必要経費が減少致します。それに伴い国から来る地方交付税も減少致します。しかし市町村合併による行政経費の削減の効果が出るにはある程度の期間が必要であると考えられておることから、合併後、ある程度の期間は、新自治体がもらえる交付税額が、合併前の市町村がそれぞれ別々に国からもらえる交付税額の合算額を下回らないように算定する特例があります。これが合併算定替です。

合併算定替の規定によると、合併後5年間は、合併しなかった場合の普通交付税を全額保障しております。つまり釜石が予定通り平成22年3月に合併した場合、平成22年度から平成26年度までの5年間は、釜石と大槌が合併しなかった場合、釜石と大槌がもたらしたであろう合計額が交付税として満額もられます。

さらに次の5カ年は激変緩和措置と呼ばれる期間で、この5年間の期間で交付税が徐々に減らされ、この5年間の終了後は、正しく釜石大槌の人口規模の交付税しかもらえなくなります。新釜石大槌市では平成27年度から平成31年度までの激変緩和措置と呼ばれる期間にだんだん交付税が減少し、平成32年度からは合併算定替の優遇交付税が全くなり、人口規模の交付税しかもらえなくなります。

市主催の住民説明会の資料によると、釜石と大槌が平成22年3月に合併した場合、その後の平成22年度から平成31年度までの10年間の合併算定替の優遇された期間に、新釜石大槌市がもらえる普通地方交付税は671億円と試算されております。合併後10年間で交付税が671億円もられます。しかし同じ資料を使って計算してみると、釜石と大槌がもし合併しない場合、交付税が685億3000万円もることがわかります。これは合併新法期限内に合併した場合より多くの交付税です。そして合併新法期限以降に合併した場合は628億円しかもらえません。

国からもらえる地方交付税の金額だけを考えて場合、釜石と大槌がいずれ合併するといえるのであれば、合併新法期限内に合併した方がいいということが確かに言えます。合併新法期限内に合併すれば、新法期限以降に合併した場合に比べ、平成31年までの10年間で43億円多く交付税がもらえるからです。

しかし合併しない場合と、平成 22 年 3 月の合併新法期限までに合併した場合を比べた時、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で、合併しない場合の方が、合併新法期限内に合併する場合と比べ、14 億 3000 万円交付税を多くもらえることになります。

質問 5：この結果を見る限り、合併算定替は合併のメリットにならない、ということが言えると思いますが、この合併算定替と交付税に関して当局の見解を聞かせて下さい。

国立人口問題研究所の研究によると、平成 42 年、今から 22 年後の釜石市の人口は 26371 人と推計されており、この人口は実に現在の釜石の人口の約 6 割であります。

同じく大槌は今から 22 年後、平成 42 年には人口は 11358 人になると推計されており、これは現在の大槌の人口の 7 割であります。釜石と大槌が合併したとしても新市の人口は平成 42 年、今から 22 年後、37700 人です。

大船渡と高田と住田が合併に成功したとして平成 42 年のこれら新市の人口は 56000 人と推定され、宮古が山田、川井村と合併したとして同じく平成 42 年、55000 人と推計されております。釜石単独では合併しなければ平成 42 年の人口は 26000 人です。合併しなければ釜石単独で人口は実に新大船渡市と新宮古市の半分の人口になってしまいます。合併したとしても釜石は平成 42 年、新大船渡市、新宮古市の人口の 7 割の人口しかありません。

私は拠点都市とは人口、そして所得、雇用、医療、教育、交通網、文化施設、これら、町を構成する 7 つの分野において、近隣市町村の中でその自治体の総合力として最も影響力のある町のことをいうのだと考えております。

大槌と合併したとしても、22 年後には新大船渡市、新宮古市の 7 割ほどの人口しかないと推計されておるこの今の状況で、人口のこの大きな不利を抱えたまま、果たして釜石は合併しなくて三陸沿岸の拠点都市を目指すことが出来るのだろうか、というのが今の私の疑問です。釜石と大槌が合併する大きい目的、意味の一つは、合併することにより人口の規模で将来大きく水をあげ空けられるであろう新大船渡市、新宮古市に対する人口のデメリットを最小限にするということがやはり現実としてあるのです。

釜石は、基本的に三陸沿岸の拠点都市を目指すということを常に、釜石の政治判断をする際の基準の一つに置いておかななくてはいけないというのが私の考えです。

一般論として合併のメリットと呼ばれているものが本当に釜石・大槌にとってメリットなのかどうかを検証してみたいと思います。合併推進債です。御存知の通り合併に伴い公共施設を作る時に建設事業の最大 9 割まで推進債を発行して資金を調達でき、あとでその推進債の 5 割が交付税で戻ってくるというものです。

例えば合併推進債を使って 50 億円の新しい庁舎や公共物を作ったとします。建設費の限度ぎりぎり 9 割まで合併推進債で資金を賄い 45 億円を調達したとして、あとで交付税措置として 45 億円の 5 割、つまり 22 億 5 千万が制度上は交付税で戻ってくるということになります。

留意しておかななくてはいけないのは、50 億円の庁舎を作るためには、やはり残りの 27 億 5 千万円は釜石、大槌の自主財源で賄わなくてはいけないということです。確かに 50 億の庁舎を 27 億で作るチャンスは平成 22 年 3 月 31 日までしかないといえればそれはそうです。しかし合併推進債が釜石・大槌の合併のメリットといえる為には、今現在このタイミングで釜石・大槌に作る必要のあるものを作るときに初めて、合併推進債は釜石・大槌にとって正しく合併のメリットだと言えると思うのです。

私が言いたいのは、税金の使い方として最も基本的なことは、財源があるのだから欲しいものを探してそれを買うということではなく、釜石と大槌にとって本当に必要なものを釜石・大槌にとって本当に必要な時期にそれを手に入れるということではないのかということなのです。例えば有利な地方債だからということで箱モノを作ったとして、確かに見栄えはいいでしょう。しかしそれを作ることで果たして本当に市民の理解は得られるのだろうかということなのです。そして自腹で払わなくてはいけない5割弱の地方債の償還の財源はどうなるのだろうか、そしてそれを誰が払うのかということだと思っております。

質問6：合併推進債に対する市長の考えを聞かせて下さい。

合併しない場合、30年後、40年後、未来の市民は、なぜ釜石と大槌の社会がこれほどまでに衰退したのかという分析、そして議論になると思うのです。将来、この議論になった時は必ず30年前の平成20年、今の合併のチャンスが出ると思うのです。30年前、釜石と大槌が良くなるチャンスはあった。それが平成20年の合併だったのだという話になると思うのです。

合併することにより釜石と大槌の未来がばら色になるとは思っておりません。ただ衰退のスピードを遅らせ、釜石と大槌の市民、町民が改めて自分達の町の将来を考え、協力し知恵を出し合い、自分達で考え自分達のまちを自分達でつくる本当にいいチャンスだと私は思うのです。私が大槌との合併を進めるべきだと考える理由は、正しくこの1点であります。

私は合併の大きい目的の一つは、合併することにより、新釜石大槌市が三陸沿岸の拠点都市になる為に、宮古と大船渡に対し人口の不利を出来るだけ少なくする、というものがあると思うのです。そして合併の最大の目的は、釜石・大槌それぞれの住民が合併の議論をすることを通じて、両市町の住民がそれぞれの町の将来を本気で考え、自分達のまちを自分達で作る機運を高めるといふ、主に心理的なものにある、と私は考えております。そうであるならば、合併新法期限を過ぎて合併したとしても、これら合併の目的は達成することが出来るというのが私の考えです。

市長は7月の記者会見で、今回が合併のラストチャンスであり、合併新法の期限がすぎたらこちらから合併に取り組むことはない、とおっしゃっております。確かに合併新法期限を過ぎて合併したら、新法が規定する特例措置を釜石が受けることが出来なくなるのはそのとおりであります。しかし、だからといって合併新法期限を過ぎたという理由だけで合併に取り組まない、という判断も私はちょっと理解出来かねます。

質問7：なぜ合併新法期限を過ぎたらこちらから合併に取り組むことはないのか、その市長の発言の真意を聞かせて下さい。

◆◆◆◆◆ あ と が き ◆◆◆◆◆

皆様のお陰で議員に当選させて頂いてから早いもので1年と4か月が過ぎ、今年も終わろうとしております。今まで分らなかった事が分り、気づかなかった事に気付き、納得出来なかつたり、腹が立つ事が多い一年でした。来年も益々ががんばりますので宜しく御願い致します。来年は皆様にとって更に良い年になることをお祈り致します。

小野共事務所 電話・FAX 兼用 55-2730



11月1日防災訓練にて